

令和8年9月25日

請 願 ・ 陳 情 文 書 表

総務政策常任委員会

政 策 局 関 係 請 願

請願番号	37	受理年月日	8 . 9 . 11
件名	議会の議決を必要とする工事請負契約限度額の引上げについて請願		
請願者		紹介議員	
横浜市中区太田町2丁目22番地 一般社団法人 神奈川県建設業協会 会長 渡 邊 一 郎		桐 生 秀 昭 田 中 徳一郎	
1 請願の要旨 公共工事の円滑な施工を図るため、議会の議決に付すべき事件等に関する条例（昭和39年3月31日条例第74号）第2条に定める工事等の請負にかかる契約額の引上げをお願いいたします。			
2 請願の理由 地域建設業は、これまで、県内における道路・河川や公共施設などの社会インフラの整備をはじめ、県民の安心・安全な生活と経済活動の基盤を支えるため尽力してまいりました。 近年、頻発化・激甚化する地震、台風、豪雨などの自然災害に際しては、災害発生時の初動対応や災害復旧工事にあたるなど「地域の守り手」として重要な社会的役割を担ってきたものと自負しております。 今後、社会インフラの老朽化が進む中、安心・安全な神奈川をつくるために地域建設業の役割は益々重要になるものと認識しております。 一方、昨今、地域建設業を取り巻く環境は、少子化が進む中で若手の入職者が減少し、建設人材の確保が困難であるとともに建設人材の高齢化が進むという深刻な構造的課題に直面しております。 このような課題に対し、現在、週休2日制や働き方改革の取組を進め、労働環境の整備を図るなどにより建設業を担う人材を確保するとともに、建設DXを推進し、ICT建機などを積極的に導入することにより生産性の一層の向上を図る取組を推進しております。 さらに、地域建設業の経営環境については、近年の建設資材の高騰や人件費の上昇によって建設コストが大幅に上昇しており、とくに中小事業者が担う地域建設業においては建設コストの上昇により利益が圧迫されていることから、厳しさを増しております。 とくに、近年課題となっている点は、議決が必要となる工事の事前準備における費用負担です。県内地域建設業者は、大規模公共事業を受注した場合には、直ちに建設人材の確保や工事材料の発注を進めるなどの綿密な事前準備を行い、速やかかつ効率的な施工ができるよう最大限努力しているところです。 しかしながら、県発注工事において、県議会の議決が必要な工事請負契約については、一般的に第1回県議会定例会において予算案が承認された後、順次入札を経て仮契約を行うこととなります。その後、第2回県議会定例会以降に議会の議決を経て本契約となるため、仮契約から本契約までの間、受注した事業者は前払金の支払いが受けられず、建設人材の確保や工事材料の発注などの事前準備に多額の費用負担が必要になるといった支障が生じている状況です。 つきましては、現在、神奈川県におきましては、「議会の議決に付すべき事件等に関する条例」第2条により、予定価格の金額が6億円以上の工事について議会の議決が必要とされておりますが、平成22年の改正以降16年を経過していることもご考慮いただき、受注工事の円滑な事前準備と早期着工の一助として、議決工事請負契約限度額の引上げについて格別のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。			

總 務 局 関 係 請 願

請願番号	39	受理年月日	8 . 9 . 15
件名	軽油引取税の課税免税措置の継続・恒久化に関する国への意見書の提出を求める請願		
請願者		紹介議員	
横浜市神奈川区沢渡1-2 Jプロ高島台サウスビル9階 神奈川県砕石工業組合 理事長 加藤 政徳 外（1団体）1人		桐 生 秀 昭 田 中 徳一郎	
砕石場で使用される軽油に係る軽油引取税は、昭和31年に道路特定財源として創設時に課税免除の対象とされ、平成21年度から一般財源化された際も「骨材業界は社会基盤整備に重要な産業であるため、免税措置の撤廃による業界への影響が大きい」として3年間ごとの延長が認められ、令和6年4月1日から令和9年3月31日まで課税免税措置が講じられているところです。 砕石は災害復旧を含めた社会基盤整備に不可欠な基礎資材ですが、厳しい経営環境下でも事業の継続が求められる業種として、砕石業各社は国民の安全安心に必要な社会基盤整備を維持するため鋭意努力しているところです。 しかし、砕石の生産量は東日本大震災復興需要で一時的に増加したものの、その後はコンクリート用・道路用の需要減少で依然として低迷しており、加えて製品価格の頭打ちで経営環境は一層厳しさを増しております。 更に、近年の機械購入価格及び材料価格の度重なる値上げや電気料・燃料費等のコスト上昇分の価格転嫁も難しく、軽油に係る課税免除措置の存在価値は暫定税率廃止後においても非常に大きなものであります。 このため、仮に課税免税措置が廃止された場合には、コストアップ分を自ら負担せざるを得ず、砕石業界への影響は極めて甚大なものがあります。 今後も、社会基盤整備に必要な優良骨材を安定的に供給していくために、産業支援等の観点から、砕石場で使用される軽油に係る軽油引取税の課税免税措置を継続・恒久化されるよう国に対して求める旨、貴県議会において採択いただき、意見書を国へ提出されたく請願する。			

政 策 局 關 係 陳 情

陳情番号	115	付議年月日	8 . 9 . 7
件名	神奈川県認証ロゴマーク「Kanagawa-Ken」の発展的修正および手直し（デザイン修正案の公募等）に関する陳情		
付議委員会	陳情者		
総務政策常任委員会	座間市東原4-15-23 阿多義明		
【陳情の趣旨】 神奈川県が発表した、県の地形を犬に見立てたロゴマーク「Kanagawa-Ken」について、これが本県を象徴するデザインとして発信されている現状に対し、一県民として非常に不甲斐なく、慚愧（ざんき）の念に耐えません。 については、本ロゴマークを単に廃止・撤回するのではなく、本県が誇る歴史・文化や全国からの高い期待に真に応えるものとするため、現在のデザインをベースとしつつ、より洗練された「可愛い犬」へと発展的に手直し・修正（修正案の募集等）を行うことを求めます。 【陳情の理由】 1. 教育現場における実害と、正しい審美眼の追求 先日、小学生の子供がこの神奈川県の犬のロゴを真似て、図工の授業で絵を描いて提出したところ、学校の先生から「こんなに手足が歪んでいるのは、きれいに直すように」と注意指導されたそうです。実際に県のロゴを見ると、学校の先生が指摘される通り、不自然に歪んだ体形をしています。公教育が育むべき子供たちの正しい審美眼や、地理の学習において「正しく描けた」と先生から褒められるような、正確かつ美しいデザインへと昇華させることが、本県の教育的観点からも望ましいと考えます。 2. 先人が築いた歴史・文化・地域ブランドとの調和 本県には、古都鎌倉の歴史や横浜の開港文化、箱根の自然など、洗練された重厚な歴史と文化があります。また、広く県民に親しまれている「県旗（山ゆり）」や「県木（イチチョウ）」は、昭和時代に民主的なプロセスを経て決定された誇るべきシンボルです。現在提示されているデザインが、これら神奈川の持つ品格ある美意識とさらに調和し、高め合うものとなるよう、もう一段のブラッシュアップ（手直し）が必要です。 3. 知事主導による不透明な決定プロセスと組織的ガバナンスの欠如 本ロゴマークは、県民へのアンケートやパブリックコメントといった合意形成の手続きを一切経ず、特定の企業からの提案を知事トップダウンの独断で採用した経緯があるようです。庁内の専門部署による客観的な適否判断や、外部の歴史・デザインの有識者委員会への諮問など、行政として当然踏むべき専門的な検証プロセスが欠如しており、公のシンボルを私物化するような不透明な意思決定は極めて不適切です。 4. ゼンリン「全国1位」の栄誉と期待に応えるためのブラッシュアップ かつて地図大手の株式会社ゼンリンが開催した「犬に見える自治体」の投票企画において、我が神奈川県は「一番犬の形に似ていて可愛い」と全国第1位の栄誉に輝きました。これは全国の皆様から頂いた大変名誉な評価であり、知事や県がこの「素材の良さ（地形の美しさ）」に着目し、第1案としてロゴマークの形に具現化された英断自体は大変			

素晴らしい試みです。

しかし、現在の第1案は、川崎・横浜側の地形には本来存在しない「前に垂れ下がった耳（たれ耳）」を意図的に付け足したり、犬の口元にあたる本県の重要産業拠点「京浜工業地帯」の入り組んだ海岸線を平らに削り落としていたりしているため、実在しない「一頭（ひとこぶ）ラクダ」を思わせるような、造形的な歪みが一部に生じています。全国の皆様の「可愛い神奈川の犬」という期待に完璧に応えるためにも、地形への正確なオマージュと愛らしさを両立させた修正が必要です。

5. 県内主要産業が安心して活用できる「安全・正確・品格」への手直し

現在のデザインでは「右前足」と「左後ろ足」が不自然にくっついており、全体が歪んだ印象を与えてしまいます。県は「企業の商品パッケージ等は無償で使ってもらい、PRに繋げる」という素晴らしい方針を掲げていますが、例えば本県を代表する大手自動車メーカーなどが採用する場合、この前後の足がくっついた構造は、自動車の車軸やタイヤが歪んでいるかのような最悪のイメージに繋がりがかねません。

これは一例にすぎず、県内のあらゆる企業や店舗にとっても同様であり、このような歪んだ絵を自社製品や看板に用いることは恥ずかしく、周囲から不自然さを指摘されるリスクが分かっているため、恐ろしくて到底使用できません。ものづくり産業や地域の商店が安心して広く活用できるよう、足の構造などを洗練された形へ修正することを要望します。

6. 成功事例や先発県（千葉県）への敬意と、巨大タグによる広域連携の視点

全国を見渡せば、熊本県の「くまモン」のように、その洗練された愛らしいデザイン故に広く愛され、地域経済に多大な貢献をしている自治体マスコットの素晴らしい先例があります。また、県の形状を犬に見立てた「先発県」としては、東京湾を隔てた隣県である千葉県の存在があります。知事は会見等で千葉県との差別化や違いを強調されていましたが、本来であれば、先行して全国から愛されている先輩の「犬の県」に対して深く敬意を払うべきです。

本県は人口約960万人を擁する日本第2の都市であり、隣の千葉県は約625万人の人口を誇る大都市です。この海を隔てた2つの犬の自治体が互いをリスペクトしてタグを組めば、合計約1,600万人（日本の人口の1割以上）という超強力な広域連携市場が誕生します。排除し合うのではなく、「お互いに犬の形をした魅力的な隣県同士、切磋琢磨しながら共同で観光・経済誘致のキャンペーンを行うなど、共に手を取り合って日本全体を大きく盛り上げていこう」という広い視野と品格こそが、これからの本県のシンボルに求められます。

【結び】

本陳情は、県や知事の取り組みを単に批判し、ロゴを廃止することを求めるものではありません。せっかく「全国1位」と言ってもらえた素晴らしい素材（地形）を活かし、千葉県をはじめとする他県とも手を取り合って共栄できるよう、「今からでも、より県民や企業・店舗が心から誇りを持って使える『本当に可愛い犬』へと、多くの方から修正案を聞く、または専門的に手直しして発展させるべきだ」という、本県の未来に向けた建設的な提言です。

どうか県議会の皆様におかれましては、神奈川の誇りと美意識をより高めるため、本ロゴマークの発展的な修正・手直しとロゴの活用に向けた前向きな議論を起こしていただきますよう強く陳情いたします。

陳情番号	1 2 3	付議年月日	8 . 9 . 1 6
件 名	三浦半島に“車輪の聖地”の新設を求める陳情		
付 議 委 員 会	陳 情 者		
総務政策常任委員会	鎌倉市由比ヶ浜4－4－6 鎌倉ねくすと／NPO鎌倉自転車振興会 代表 寺 田 浩 彦		
1 陳情の要旨 三浦半島の人口減少、疲弊化が言われ続けているが“車輪の聖地”をつくることで再活性化につなげてほしい。 2．陳情の理由 神奈川県は自動車保有台数も多くバイクや自転車人口もたくさん存在。 しかし、楽しむ、又は遊べる場がない。 三浦半島は、土地の活用として また、経済活性化の起爆剤として“葉山国際村”を再整備するなど新たな拠点（交流、観光、スポーツ）を創造し整備することが必須だと考える。			

總務局關係陳情

陳情番号	5 4	付議年月日	6 . 1 2 . 3
件 名	「再審法改正を求める意見書」採択について陳情		
付 議 委 員 会	陳 情 者		
総務政策常任委員会	横浜市中区日本大通 9 番地 神奈川県弁護士会 会長 岩 田 武 司		
【陳情の趣旨】 「再審法改正を求める意見書」を採択し、関係行政機関へ提出してください。 【陳情の理由】 やってもいない犯罪で有罪とされる「えん罪」は、犯人とされた方やご家族の人生を破壊し、時には生命さえ奪いかねない最大の人権侵害です。このようなえん罪被害者を救済するための制度が「再審」であり、その手続を定めた法律のことを「再審法」と呼んでいます。具体的には、刑事訴訟法第四編「再審」がこれに当たります。 しかし、現行法には、再審請求手続の審理のあり方に関する規定はほとんどなく、裁判所の広範な裁量に委ねられている状況にあります。このように、「再審のルール」が存在しないことから、えん罪被害の救済に向けて充実した審理を行う裁判所がある一方で、職権行使に消極的な裁判所もあるなど、事件を担当する裁判官によって再審請求手続の審理のあり方に大きなばらつきが生じています。 その中でも、とりわけ大きな問題となっているのが証拠開示の問題です。過去の多くの事件では、警察や検察庁といった捜査機関の手元にある証拠が再審段階で明らかになって、それがえん罪被害を救済するための大きな原動力となっています。 しかし、現行法では、そのような証拠を提出させる（開示させる）ことを定めた明文の規定がなく、この点も裁判所の広範な裁量に委ねられています。 その結果、請求人（元被告人）の無実を示す証拠が裁判所に提出されず、えん罪被害が救済されないことも起こり得ます。しかも、いったん裁判所が再審開始決定を行っても、検察官がこれに不服申立てを行う場合があり、えん罪被害者の速やかな救済が遅れる原因となっています。 現在の再審制度は、裁判のやり直しをするか否かを審理・決定する再審請求手続と、やり直しの裁判で改めて有罪・無罪を判断する再審公判の二段階の手続となっています。つまり、再審請求手続というのは、裁判のやり直しをするか否かを決定する前さばきの場にすぎません。 したがって、再審請求手続において再審開始決定が出た場合には、速やかに再審公判の手続に移行し、公開の法廷において、改めて有罪・無罪の判断を行う審理をすべきであって、再審開始決定それ自体に対する不服申立ては法改正によって制限されるべきであると考えます。 再審請求を行った方の中には、結果を知ることなく亡くなった方もいますし、相当の高齢となる方もいます。このように、えん罪被害を申し出た方の救済には、気が遠くなるほどの時間がか			

かっているのが実情です。２０２４年９月２６日には、静岡地方裁判所において、いわゆる袴田事件の再審公判手続において無罪の判決が出され、その後確定したことについては、記憶に新しいところですが、事件発生から５８年目のことであり、その間袴田さんは死刑囚として扱われました。また、同年１０月２３日には名古屋高等裁判所金沢支部において、いわゆる「福井女子中学生殺人事件」第２次再審請求事件について、再審開始決定が出されましたが、こちらも事件発生から３８年が経過しています。

日本弁護士連合会は、２０１９年（令和元年）１０月４日に開催された人権擁護大会において、再審請求手続における全面的な証拠開示の制度化と、再審開始決定に対する検察官の不服申立て禁止を含む再審法の改正を求める決議を全会一致で採択しました。

そして、２０２４年（令和６年）３月１１日には、与野党１３４名の国会議員の参加を得て、超党派で「えん罪被害者のための再審法改正を実現する議員連盟」が結成され、参加議員の数も日々増えている状況です。このように、再審法改正の問題が国会議員にも喫緊の政治的課題として認識され、再審法改正に向けた機運は高まりつつあります。しかし、法務省は、今なお再審法改正に消極的な姿勢を崩していません。したがって、再審法改正を実現するためには、何よりも世論の後押しが必要です。

全国の地方議会で再審法改正を求める意見書を採択していただくことは、広範な世論を形成する上で大きな意義があり、２０２４年（令和６年）１０月の時点で、すでに４２０を超える地方議会で再審法改正を求める意見書が採択されています。しかし、再審法改正に向けた流れをより確実なものとするためには、さらに多くの地方議会で同様の意見書を採択していただきたいと考えています。

そこで、貴議会におきましても、同趣旨の意見書を採択していただきたく、お願い申し上げる次第です。

多数の議会において意見書を採択していただき、多くの意見書を政府・国会に届けることで法改正につなげることができるものと考えております。ぜひとも御協力いただきますようお願い申し上げます。

陳情番号	99	付議年月日	8 . 5 . 18
件名	憲法改正発議に関する慎重審議及び十分な国民的議論の確保を求める意見書提出に関する陳情		
付議委員会	陳情者		
総務政策常任委員会	横浜市都筑区東山田2-19-13 池田珠美		
【第1 法的根拠】 本陳情は、以下の明確な法的根拠に基づき提出するものである。 1. 地方自治法第99条（意見書提出権） 普通地方公共団体の議会は、当該団体の公益に関する事件につき意見書を国会又は関係行政庁に提出することができる。 憲法改正発議は、地方自治体の財政・安全保障体制・条例運用・住民生活に重大な影響を及ぼすため、「当該団体の公益」に明確に該当する。 2. 地方自治の本旨（憲法第92条） 地方自治は国政に対する地域意思の反映を制度的に保障するものであり、議会が意見書を提出することはその本質的機能である。 3. 県議会会議規則（陳情規定） 本件は議会の審査対象とすべき公益性を有する重大事項である。 4. 日本国憲法第16条 何人も、損害の救済、法律・命令の制定改廃等に関し、平穩に請願する権利を有する。請願権は国民の基本的人権であり、国家権力に対する制度的統制機能を有する。 【第2 陳情事項】 神奈川県議会において、地方自治法第99条に基づき、下記内容を含む意見書を国会及び関係行政機関に提出されたい。 【意見書】 憲法改正発議に関する慎重審議と十分な国民的議論の確保を求める意見書 現在、国会において憲法改正に関する議論が進められている。			

憲法は国家の基本原理を定める最高法規であり、その改正は、

- ・ 統治構造
- ・ 基本的人権の保障
- ・ 安全保障政策
- ・ 財政運営
- ・ 地方自治制度

等、広範かつ長期にわたり国民生活及び地方行政に重大な影響を及ぼす。

特に地方公共団体においては、

- ・ 安全保障政策変更に伴う住民保護体制の再構築
- ・ 財政負担構造の変動
- ・ 条例運用への直接的影響
- ・ 自治権限の範囲変更

など、具体的かつ現実的影響が想定される。

よって、憲法改正発議にあたっては、次の事項を強く求める。

- 一 拙速な発議を行わないこと
- 二 改正案ごとの具体的影響評価を明示すること
- 三 国民に対する十分な情報提供と熟議期間を確保すること
- 四 国民投票における情報環境の公正性を確保する措置を講ずること

以上、地方自治の立場から強く要請する。

【第3 理由】

1. 憲法改正は国政事項であるが、その影響は地方自治体の行政実務・財政運営・住民生活に直結する。
2. 地方自治法第99条は、国政に対する地域意思の反映を制度的に保障する規定である。
3. 十分な情報提供と熟議が確保されないまま発議がなされる場合、民主的正統性に重大な疑義が生じ得る。
4. 地方議会が意見書を提出することは、地方自治の本旨に合致し、議会の責務に属する。

【附記】

本陳情は、特定政党を利する目的ではなく、地方自治の観点から慎重審議と国民的熟議の確保を求めるものである。

以上。

陳情番号	104	付議年月日	8 . 5 . 28
件名	県庁総合案内の改善について陳情		
付議委員会	陳情者		
総務政策常任委員会	中郡二宮町山西1438-27 高橋 浩 二		
1. 陳情の要旨 県庁を初めて訪れる県民にも分かりやすく安心して利用していただけるよう、総合案内について、より親しみやすい対応や案内表示の充実を図っていただきたい。 2. 陳情の理由 私は二宮町で地域活動などに関わっておりますが、今回、県議会常任委員会の傍聴のため初めて神奈川県庁を訪れました。 多くの職員の方々には丁寧に対応していただきましたが、一方で1階総合案内において、初来庁者への案内がやや分かりづらく、不安を感じる場面がありました。 例えば ・初来庁者向けの簡単な見学案内 ・県庁の分かりやすいガイドマップ などがあると、県民にとってより開かれた県庁になるのではないかと思います。 小さな改善ではありますが、県民サービス向上の一助として、ご検討いただけましたら幸いです。			

陳情番号	1 2 5	付議年月日	8 . 9 . 1 6
件 名	神奈川県庁本庁舎に喫食環境を求める陳情		
付 議 委 員 会	陳 情 者		
総務政策常任委員会	鎌倉市由比ヶ浜 4 - 4 - 6 鎌倉ねくすと／NPO鎌倉自転車振興会 代表 寺 田 浩 彦		
1. 陳情の要旨 食はヒトの営みの源 神奈川県は県産品も多く、食はどうあるべきかの発信含めて県庁舎に喫食スペースと食堂整備を求めます。 2. 陳情の理由 食は大切であり健康をも左右する ①県民サービス ②職員の健康カンリ ③食育の発信拠点 ④災害時の防災拠点として ⑤1フロア展望食堂にする。 外部の飲食と競合するなら職員や県民は半額で提供すればよい。			